

人事院公示第7号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、平成6年人事院公示第14号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和元年12月6日

人事院総裁 一 宮 なほみ

- 1 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一・二 (略)	一・二 (略)
三 人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）に規定する次に掲げる事項	三 人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）に規定する次に掲げる事項
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>第4条第1項又は第2項の規定に基づき、人事院が定めることとされている非常勤職員について定めること。</u>	(新設)
(3)・(4) (略)	(2)・(3) (略)

<p>(5) <u>第4条第1項第8号</u>の規定に基づき、人事院が定めることとされている<u>且</u>について定めること。</p> <p>(6)~(11) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(4) <u>第4条第2項</u>の規定に基づき、人事院が定めることとされている<u>非常勤職員</u>について定めること。</p> <p>(5)~(10) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
---	--

2 この決定による改正は、令和2年1月1日から効力を発生する。